

平成31年度に新規加入生産者が負担する別途納付金の予告額について

このことについて、次の通り報告する。

1. 別途納付金の予告額は1,000円/トンとなる。

2. 算定方法

配合飼料価格差補てん契約実施基準第4項(3)の算式による。

ただし、平成30年度第4四半期の補てん単価は、未定のため0円と仮定して算出した。

3. 別途納付金の決定

別途納付金の単価は、次年度への繰越金額の確定後、平成31年4月に理事長が決定し、会員に通知する。

平成30年度第4四半期に補てん金が交付される場合は、次年度繰越金額が減少するので、別途納付金単価も、予告額より減少することになる。

—関係条文—

(業務方法書)

配合飼料価格差補てん契約実施基準

1.～4.(2) [略]

(3) 基本契約期間の途中において、あらたに加入しようとする畜産経営者は、あらたに加入することとなる事業年度の前年度末において通常補てん積立金に残余がある場合は、次の算式により算出される額を基準として理事長が定める金額に、あらたに加入することとなる年度に係わる数量契約による契約数量を乗じて得られる金額を当該年度の6月末までに別途納付しなくてはならない。

算 式

$$\frac{\text{あらたに加入することとなる年度にその前年度から繰り越されることとなる通常補てん準備財産の総額}}{\text{当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までに加入生産者が負担することとされた通常補てん積立金の総額}} \times \frac{\text{当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までに納付されることとされた通常補てん積立金の総額}}{\text{あらたに加入することとなる年度の前年度の最終確定契約数量}}$$

(4) [略]